平成２４年（フ）第６３７号
千葉県市川市高谷２丁目10番20―309号　エレガンス７
債務者　高橋　元気
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６５５号
千葉市中央区大森町227番地１　イトウコーポ105号
債務者　原田　　保
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６５８号
千葉県船橋市夏見６丁目17番８号　夏見レジデンスN202号
債務者　大坪由利子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１８２号
石川県白山市湊町１号21番地
債務者　山守　秀尚
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２３号
石川県白山市湊町１号21番地
債務者　山守智恵美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２３９号
金沢市長田２丁目14番28号
債務者　織田　信子
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１１７号
長野県松本市波田10574番地８
債務者　工藤みどり
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４３号
長野県茅野市玉川927番地132
債務者　上條　　昇
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３５号
長野県飯田市龍江2425番地９
債務者　塩澤　祐二
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第４３号
長野県飯田市鼎上山1793番地14
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２４年（フ）第１０５４号
愛知県瀬戸市坂上町195番地の６、従前の住所愛知県瀬戸市東米泉町160―１
債務者　野﨑　愛子（旧姓中根）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７８号
名古屋市南区本城町１丁目61番地、従前の住所名古屋市緑区鹿山３丁目１番地　鹿山住宅411号
債務者　久野　眞澄
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０６号
名古屋市緑区緑花台1511番地　グリーンワイズ205号
債務者　江川　美香（旧姓檜谷・藤本）
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８０号
兵庫県相生市双葉３丁目５番32号　フレグランス双葉103、従前の住所福岡県北九州市八幡西区穴生２丁目４番４―102号
債務者　森田　康弘
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３０４号
兵庫県姫路市西今宿５丁目２番３号若葉荘17号
債務者　野村　　実
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１９号
兵庫県宍粟市山崎町下比地132番地３
債務者　魚住　長次
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第２７号
兵庫県揖保郡太子町馬場190番地５
債務者　堀岡加代美
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１２２号
奈良県生駒市小平尾町1404番地１
債務者　井坂　三男
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
奈良地方裁判所